

## 揖斐川町内中小企業者等に対する利子補給制度のご案内

揖斐川町では、町内中小企業・小規模企業者の経営の安定を図ることを目的として、下記の融資制度を利用する町内事業者に対し、利子の一部を補給する制度（揖斐川町中小企業及び小規模企業利子補給条例）を新設しました。

利子補給には条件がありますので、窓口となる揖斐川町商工会または融資を受ける金融機関へ事前にご相談ください。

### ◆ 対象融資

#### ・ 日本政策金融公庫の融資

国民生活事業・中小企業事業のうち、創業支援資金又は小規模事業者経営改善資金に該当する融資

#### ・ 岐阜県中小企業資金融資制度

岐阜県制度（元気企業育成資金）のうち、創業支援資金に該当する融資

岐阜県制度（特別経済対策資金）のうち、経営力強化資金に該当する融資

※令和3年4月1日以降に新規融資の決定がされたものに限りです。

### ◆ 利子補給対象者

以下のすべての条件を満たす方

- ・ 町内に本店又は本社を有する法人もしくは住所を有する個人事業主の方
- ・ 町税に滞納がない方
- ・ 対象となる利子の支払いに対し、他で補助を受けていない方

借入の資金用途や返済方法などにより利子補給の金額や期間に違いがあります。

※裏面をご覧ください。

### ◆ 注意事項・問い合わせ先

- ・ 利子補給金はご本人からの申請により交付される制度です。毎年お忘れなく手続きを行ってください。
- ・ 申請等にはそれぞれ期限があります。期限を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・ 制度の詳細や不明点は下記にお問い合わせください。

揖斐川町商工会 0585-22-6185

揖斐川町役場商工観光課 0585-22-2111

受付時間：8時30分から17時15分まで

## ◆ 利子補給制度の概要

### < 利子補給対象額 >

対象融資借入額のうち最大400万円までに対する利子が対象となります。

### < 利子補給期間 >

対象融資借入の元金返済開始から最長3年間。

(元金返済期間が3年未満の場合は元金返済期間が対象となります。)

### < 利子補給利率 >

日本銀行が算定期間年の最初の調査で公表した、短期プライムレート之最頻値。(ただし算定期間年に調査が実施されていない場合は直近之最頻値。)

### < 利子補給額 > (100円未満切り捨て)

1月1日から12月31日までの間ごとに支払われた利子補給対象額分の利子で、利率は利子補給利率を上限とします。

- ・借入利率が利子補給利率以下の場合： 利子補給対象額分の支払利子
- ・借入利率が利子補給利率を超える場合：

補給利率に替えて計算した利子補給対象額分に係る対象利子

※対象融資借入金の資金使途が50%以上運転資金の場合は、

算定した利子補給額に2分の1を乗じた額となります。

※利子補給見込額は町ホームページ「揖斐川町内中小企業者等に対する

利子補給制度のご案内」に掲載の【利子補給見込額計算表(試算)】で算出できます。

### < 注意事項 >

借換え資金を含む借入は利子補給の対象となりません。

同一事業者による利子補給期間中の新たな借入は対象となりません。

対象融資借入の返済に延滞があった場合には利子補給の対象になりません。

## ◆ 利子補給申請の流れについて

1. 揖斐川町商工会または金融機関を通じ、対象となる融資制度で融資を受ける

【利子補給対象認定申請】(対象融資を受けた初年度のみ申請が必要です。)

2. 借入をした年の12月末までに商工会に利子補給対象認定申請書等を提出

3. 役場より利子補給対象認定通知書と交付申請書を随時発送

※認定通知書は交付申請に必要です。再発行できませんので大切に保管してください。

※2年目以降は交付申請書のみ送付します。

【利子補給交付申請及び請求】(利子補給期間中は毎年申請が必要です。)

4. 1月初旬から1月末日までに交付申請書等を役場に提出

(審査後、利子補給決定通知書を発送します。)

5. 3月末までに交付請求書を役場に提出